

令和6年度 東かがわ市デジタル地域通貨
導入事業委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

東かがわ市

目 次

1.	目的.....	1
2.	事業概要.....	1
3.	調達内容.....	1
4.	参加資格.....	2
5.	参加申請.....	3
6.	質疑.....	4
7.	質疑回答.....	4
8.	提出書類.....	4
9.	企画提案書等の提出書類.....	5
10.	評価の実施方法.....	8
11.	審査結果の通知.....	8
12.	契約方法.....	8
13.	失格条件.....	8
14.	業務実施に関する留意事項.....	9
15.	提出先・問合せ窓口.....	9

1. 目的

本事業は、国が進める「デジタル田園都市国家構想」の主旨を踏まえ、持続可能な域内経済の循環を実現するため、市が実施する現金給付事業のデジタル給付やデジタルポイントの付与、マイナンバー利用など、東かがわ市商工会との連携による、デジタル地域通貨を運用することにより地域経済の活性化を目的とする。

なお、本事業は国の令和5年度補正予算デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPE1）を活用しているため、国のデジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカatalog（第1版）に記載のある【地域通貨サービス/RSA（フェリカポケットマーケティング株式会社）】のサービス及びシステムの利用を条件とする。

当該事業の受託候補者を公募型プロポーザル方式により募集し、決定するものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

令和6年度 東かがわ市デジタル地域通貨導入事業委託業務

(2) 業務内容

別添

「令和6年度東かがわ市デジタル地域通貨導入事業委託業務要求仕様書①システム版」

「令和6年度東かがわ市デジタル地域通貨導入事業委託業務要求仕様書②運営版」

のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案見積限度額

提案見積限度額は以下の通りとする。

限度額 27,000,000円（税抜）

3. 調達内容

(1) 調達方式

公募型プロポーザル方式

(2) スケジュール

内 容	期 間 等
①プロポーザル公募開始	令和6年5月16日
②参加申請書、企画提案書等及び質疑書の受付開始	令和6年5月16日
③質疑書の提出期限	令和6年5月23日
④参加申請書、企画提案書等の提出期限	令和6年5月27日
⑤審査実施	令和6年5月31日
⑥審査結果等通知	令和6年6月3日以降

※ スケジュール⑤⑥については、本市の都合により変更する場合がある。

4. 参加資格

プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）は、以下の条件を全て満たすこと。

(1) 参加資格要件

ア. 契約の締結をする事業所の所在が香川県内であること。

イ. 本市の令和5・6年度物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、登載されていない場合には、以下の書類を参加申請時に提出すること。

（書類提出により本業務につき、登載されているものとみなす。）

(ア) 直前決算の財務諸表又は決算書等

(イ) 登記事項証明書（法人で、登記をしている場合）

(ウ) 委任状（任意様式、本店以外から申請する場合）

(エ) 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の完納証明書（その3の2又はその3の3）

(オ) 香川県内に営業所がある者は、香川県税の未納の税額がない旨の証明書

(カ) 東かがわ市内に営業所がある者は、東かがわ市税（全税目：法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の納税証明書（令和5年度及び令和6年度分）

(キ) (ア)、(イ)及び(エ)から(カ)については、写しでも可とし、申請日前3箇月以内に各関係機関で発行されたものに限る。(エ)から(カ)については、本店以外から申請する場合は、申請者住所地で判断するものとする。

ウ. 東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者ではないこと。

オ. 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。

・暴力団員である、または暴力団員等が経営に事実上参加している。

・暴力団員等を雇用している。

・暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

カ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 価格要件

ア. 「提案見積限度額」を越えない提案を行うこと。

イ. 「提案見積限度額」を超える提案がなされた場合、その提案者は失格とする。

ウ. 「提案見積限度額」は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模の上限値を示すためのものである。

(3) 留意事項

ア. 費用負担

企画提案に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

イ. 提出書類の取扱い、著作権

本市は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用、または情報を洩らしたりすることはない。提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しない。

なお、参加者の提出書類の著作権は、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

ウ. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、業務実施方法、材料費、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

エ. 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用しないこと。

オ. 複数の提案禁止

企画提案は、1参加者につき、1提案とする。

カ. 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求められることがあり、その場合には対応すること。

キ. 虚偽の記載禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。

5. 参加申請

本プロポーザル業務に参加を申請する者は、以下に掲げる参加申請に係る書類を期限までに所定の場所へ、各1部を提出すること。

(1) 参加申請時の提出書類

ア. 参加申請書（様式第1号）

イ. 企業概要（様式第2号）

ウ. 企業状況表（様式第3号）

エ. 4. (1) イ. なお書きに該当する場合の必要書類

(2) 提出方法

「4. 参加資格」を満たし参加申請書（様式第1号）を提出しようとする者は、(1)に示すア～エの書類を「15. 提出先・問合せ窓口」に直接提出すること。電子メール、郵送、FAX等による提出は受け付けない。また、提出の際は、事前に「15.

提出先・問合せ窓口」へ連絡し、時間調整を行うこと（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く午前8時30分から午後17時15分まで）。また、本参加申請書と9.企画提案書類を同時に提出することは妨げない。

(3) 提出期限

令和6年5月27日(月)とし、期限を越えた場合は、受理しない。

(4) 参加資格確認結果

参加申請書の内容及び添付資料を審査した後、その場において参加の可否を確認する。

6. 質疑

実施要領等について質疑がある場合には、次の方法により質疑を行うこと。なお、一般事項に係る内容以外については、電話による質疑には直接の回答はしない。

(1) 受付期間

令和6年5月16日(木)～令和6年5月23日(木)必着とする。

(2) 受付方法

質疑書（様式第4号）に記入し、電子メールにて送付すること。

メールアドレス：hk-chiikisousei@city.higashikagawa.kagawa.jp

7. 質疑回答

質疑については、質疑書（様式第4号）で行うものとし、次の方法により回答する。

(1) 回答方法

全ての参加者からの質疑事項に対する回答は本市ホームページで行う。

(2) 回答期限

質疑の後に参加申請及び提案書提出期限（令和6年5月27日）までに（1）の方法により速やかに回答するものとする。

(3) その他

提案事項、評価方法及び採点に関する質疑に関しては回答しない。

8. 提出書類

本プロポーザル業務に参加を申請する者は、以下に掲げる企画提案書類を期限までに所定の場所へ提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出を依頼する書類及び部数は次のとおりとする。

ア. 企画提案書（様式第5号）・・・（12部）

イ. 価格提案書（様式第6号）・・・（12部）

ウ. 業務価格内訳書（様式第7号）・・・（12部）

なお、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 提出方法

「15. 提出先・問合せ窓口」へ直接提出すること。電子メール（9. (1) キで指定するものを除く）、郵送、FAX等による提出は受け付けない。また、提出の際は、事前に「15. 提出先・問合せ窓口」へ連絡し、時間調整を行うこと（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く午前8時30分から午後17時15分まで）。また、本企画提案書類と5. 参加申請書を同時に提出することは妨げない。

(3) 提出期限

令和6年5月27日(月)とし、期限を越えた場合は、受理しない。

(4) 参加申請又は企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、辞退届（様式第8号）を令和6年5月30日（木）までに「15. 提出先・問合せ窓口」に提出するものとする。また辞退届に関しては、電話連絡の後に郵送による提出でも可とする。

9. 企画提案書等の提出書類

(1) 企画提案書（様式第5号）

企画提案書については、以下に沿って作成すること。

- ア. 企画提案書の形式は、原則、企画提案書（様式第5号）により作成するものとするが、任意様式で作成する場合は、様式第5号に記載の区分、評価項目及び提案の方針に準拠し作成するものとし、その企画提案書の形式はA3版・左綴じ、文字の大きさは10ポイント以上とする。図表内の文字についてはこの限りではない。
- イ. 任意様式で提出する場合のページ数については、概ね10ページ以内とする。なお、ページ下部にページ番号を記載すること。
- ウ. 企画提案書の記述については、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解出来る内容となるようにすること。ただし、専門用語はこの限りでないが、必要に応じ用語解説を付けること。
- エ. 記述内容については、次頁の「作成する上での観点」に示す区分、評価項目に沿って記述すること。
- オ. 本実施要領及び要求仕様書等の要件を満たせていない項目がある場合は失格とする。
- カ. 記載された内容が確認を要する場合は、記載された内容を証する書面の写し（資格、実績、配置人員の経験等）を添付すること。添付書類がなく記載された内容を確認しがたい場合は、評価・加点しない場合がある。
- キ. 企画提案書については、指定様式（様式第5号）、任意様式どちらで提出するかに関わらず、当該書面を提出した後に、「15. 提出先・問合せ窓口」に示すメールアドレスに、電子データを合わせて提出するものとする。

ク. 企画提案書に記載の内容の評価における観点、配点は以下のとおりとする。

作成する上での観点	配点
1. 実施体制	55
(1) 実施体制	10
・業務を円滑に遂行できる体制（有識者・経験者の配置等）であるか。	10
・個人情報保護、機密保持及び情報漏洩に対する安全対策や体制が取れているか。	
(2) 実績	20
・地域通貨導入の経験及び実績があるか。	
(3) 所在地	10
・東かがわ市内、香川県内に本社又は営業所等があるか。	
(4) スタートアップ	5
・スタートアップ企業であるか。	
2. 運営体制	80
(1) 事務局設置	10
・業務全体のスケジュール及び進捗の管理、全体をマネジメントできる体制となっているか。	
(2) サポート体制	10
・不具合発生時に早期に復旧できる体制になっているか。	
・市民からの問い合わせが想定される内容等が具体的に検討され、それに基づいた考え方が示されているか。	15
(3) 商品券の販売	10
・申込・抽選に対する考え方が示されており、具体的な内容が提案されているか。	
・利用者の利便性を考慮した方法が提案されているか。	10
(4) 加盟店への対応	5
・本事業に参加を希望又は検討する事業者向け説明会の開催方法に対する考え方が示されており、具体的な内容が提案されているか。	
・加盟店からの相談や問い合わせが想定される内容等が具体的に検討され、検討結果に基づいたマニュアルや説明動画等の作成について、言及されているか。	5
・加盟店の登録増加に資する具体的な提案があるか。	10
(5) 広報	5
・事業の円滑な実施に効果的な広報素材について、具体的に提案されているか。	

作成する上での観点	配点
3. 価格	20
(1) 提案価格 (税抜) ・提案見積限度額との相対評価に基づく経費の妥当性により評価する。 算定式： $100 \div 3 \times (1 - (\text{提案価格} \div \text{提案見積限度額})) + 10$ ※小数点以下切り捨てとし、上限20点、限度額超過は0点とし、失格とする。	20
4. 独自提案	45
(1) 庁内支援体制 ・デジタル給付やボランティアポイント等の政策間連携について提案があるか。	15
(2) 商工会との調整 ・商工会との調整について具体的な提案があるか。	15
(3) ダウンロード数 ・アプリのダウンロード数増加に資する提案があるか。	15
合 計 点	200
最低水準点	120
【特記事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ・評価の基本は、その記載内容により下記により配点するものとする。 ◎…配点×1.0、○…配点×0.6、×…配点×0の3段階で評価 ※◎は具体的な記載等あり、○は一般的な記載等あり、×は記載なし等 また、当該評価項目に関係のない記載については評価しない。 ・取得評価点数の計が最低水準点未満の企画提案者は、受託候補者とはしない。 ・各項目において、その内容の認否の判断について第三者等の証する書面を要する場合は、当該書類（写しでも可）を添付すること。 ・1. (1)、(2)については資格、経験及び実績が分かる書類（資格の写し、他自治体等での契約書、仕様書及び契約時の提出書類の写し等）を添付すること。 	

(2) 価格提案書（様式第6号）

ア. 指定の様式で、税抜の価格を記載のうえ提出すること。

(3) 業務価格内訳書（様式第7号）

ア. 指定の様式で提出すること。

イ. 要求仕様書に記載されていない内容の技術提案に掛かる費用は、空白の行に追加すること。

ウ. 価格提案書（様式第6号）との整合性を図ること。

10. 評価の実施方法

評価は、9.（1）ク. に示す作成する上での観点、様式第5号の各区分、評価項目及び提案の方針に基づき、下記（1）に示す審査により行う。なお、参加者が1社のみとなった場合においても審査を行うものとし、取得評価点の計が最低水準点以上であれば特定するものとする。

（1）審査（書類審査）

提案内容に関する書類審査については、別に定める審査委員会において実施するものとする。審査の結果、取得評価点の計が最低水準点を越えている者の内、取得評価点の計が最も高い参加者を受託候補者、次に高い参加者を次点受託候補者として選定する。ただし、同点の場合は、価格提案書の金額が安価な参加者を受託候補者とする。

11. 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和6年6月3日(月)以降に、参加申請者自身の結果のみを、各参加申請者に文書により通知するものとする。

12. 契約方法

(1) 選定された受託候補者は、提出された企画提案書（様式第5号）、価格提案書（様式第6号）等を踏まえ、本市と協議を行い、協議が整った場合に、提案見積限度額（税込）の範囲内で、本市と契約を締結することとする。

(2) 契約においては提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。また、受託候補者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、次点受託候補者と契約交渉を行う。

13. 失格条件

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合

(2) 本実施要領及び要求仕様書等の実施内容を遵守しない場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 4. 業務実施に関する留意事項

(1) 誠実な業務遂行

ア. 受託者は、契約書に定められた条項を遵守し、本プロポーザル実施要領及び要求仕様書等の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には受託者は、本市との間で誠意を持って協議すること。

ウ. 受託者は、業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア. 受託者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、受託者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めるものとする。この場合において、受託者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合には、市は、受託者との契約を解除することができる。

イ. 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、市は、受託者との契約を解除することができる。

ウ. 上記アまたはイにより契約を解除した場合には、受託者は、市に生じた損害を賠償すること。

エ. 不可抗力、その他市又は受託者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と受託者は、事業継続の可否について協議を行う。

1 5. 提出先・問合せ窓口

所在地：〒769-2792

香川県東かがわ市湊1847番地1

担当課：東かがわ市 総務部 地域創生課

TEL：0879-26-1276

FAX：0879-26-1366

メールアドレス：hk-chiikisousei@city.higashikagawa.kagawa.jp